

SBI証券の約款・規程集 新旧対照表 (2025年2月24日)

(下線部分変更箇所)

新 (改定後)	旧 (改定前)
(2025年2月) 第6章 外国証券取引口座約款 (約款の趣旨) 第1条 現行どおり 2 お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」という。)、外国証券の売買注文を取り次ぐ取引(以下「外国取引」という。)及び外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」という。)並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」という。)である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引(外国株式信用取引(金商法第156条の24第1項に規定する信用取引のうち、当社がお客様に国内において信用を供与して行う外国の金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理であって、現地取次証券業者(金商法第58条に規定する外国証券業者のうち、外国の金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理を行う相手方をいう。)から当社又はお客様が信用の供与を受けないものをいう。)を除く。)に係る売買及び信用取引(外国株式信用取引を除く。)により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。	(2025年1月) 第6章 外国証券取引口座約款 (約款の趣旨) 第1条 省略 2 お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」という。)、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場(店頭市場を含む。以下同じ。)に取り次ぐ取引(以下「外国取引」という。)及び外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」という。)並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」という。)である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引(外国株式信用取引(金商法第156条の24第1項に規定する信用取引のうち、当社がお客様に国内において信用を供与して行う外国の金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理であって、現地取次証券業者(金商法第58条に規定する外国証券業者のうち、外国の金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理を行う相手方をいう。)から当社又はお客様が信用の供与を受けないものをいう。)を除く。)に係る売買及び信用取引(外国株式信用取引を除く。)により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。

以上